

103 除去された教職員の調査に関する件に付公私立大学等へ
通達

〔昭和二十一年六月〕

発学二九八号
定決裁
六月二十七日 文書課長 (堀内)
案ノ一 (堀内)

昭和二十一年六月二十五日起案 (印) / 21. 6. 26
案ノ一 (堀内)

安鶴

送七月一日 起案者 (印)

大学教育課長 事務官 (印)

学校教育局長 (印) (日高)
専門教育課長 事務官 (印)

中等教育課長 事務官 (印)

青少年教育課長 事務官 (印) (坂元)

視学官 (印) (西川)

文書課長 (印) / 21. 6. 27 文書課連絡係長 (印) (関野)
案ノ一 (印) / 21. 6. 27

案ノ一

昭二十一年六月二十七日

学校教育局長

直轄学校長 殿

(注記¹) 公私立大学高等専門学校長

追放教職員調査に関する件

〔注記2〕
昨年終戦以後本年四月末迄の間に、聯合国司令部の指令又は
指令に基づく本省の通牒により〔加筆〕〔つて〕追放された教職員の氏
名、現住所、〔追放当時の在職学校名〕地位（校長、教頭、教授
〔加筆〕〔追放〕）

私立大学高等専門学校長 殿
〔(地 方 長 官)〕

追放教職員調査に関する件

昨年終戦以後本年四月末迄の間に聯合国司令部の指令又は指令に基く本省の通牒によつて追放された〔(貴管下)〕教職員の氏名、現住所、追放当時の在職学校名、地位（校長、教頭、教授等）、理由（指令違反によつて追放された場合には何年何月何日の第何号指令違反であるかを記載）を御調査の上和文英文各二部宛至急御報告下さい

五月中のものは右とは別個に作製同様二部宛御報告下さい

なほ本調査は今後毎月十日迄に前月分のものを調査し御報告下さい

但し昨年十二月五日附発学六九号はそのままとします

昭和二十一年九月九日起案

事務官 (妹尾) (安鷗)

大学教育課長 (松井) (印)

次長 (稻田) (印)

学校教育局長 (印)

年 月 日

文書課長宛

追放教職員の調査に関する件

このことについては別紙の通り報告書を送附するから宣しく取

追放教職員の調査

大 学	一 三
高等学校大学予科	二
専門学校	一 〔三〕 [加筆]
高等師範学校	〔六〕
師範学校	一
青年師範学校	
中等学校国民学校	八 五
計	
	一一四

備考

右集計は五月七日〔附〕勅令二六三号による追放教職員を含まず又、科目廃止によつて退職した〔□〕〔も〕のは追放者と認め難いのでこれをも含んでゐない。

従つて勅令一〇九号又は聯合国指令〔に基く〕〔又は指令〕に基く本省の通牒による追放者のみの集計である。

昭和二十一年十月三十一日起案

(安鷗)

発学二九八号

(安鷗)

大学課長 (松井) (妹尾) (印)

事務官 (印)

次長 (稻田) (印)

連絡掛長 (渡邊) (印)

局長 (日高) (印)

局長 (印)

(佐藤) (印)

計はれたい。なほ本調査は未報告の府県学校が多いので九月四日附発学二九八号で再度照会したから御了承されたい。

適格審査室主事 (推) 21・10・31
(印) (水田)

案

21年11月4日 (注記7)

局長

直轄学校長

私立大学高等専門学校長宛

(注記8)

地方長官

除去せられた教職員の調査に関する件

このことについては六月二十七日附及び九月四日附〔発学〕二九八号追放教職員の調査に関する件によつて照会し、それぞれ

御報告を煩はしたが、今後この調査は、適格審査室の調査に一元化し、本局としての調査〔は〕〔を〕打切ることとしたから御了知されたい。

なほ終戦〔(加筆)昨年八月十五日〕後本年〔(抹消)四月末日〕〔(加筆)五月六日〕迄に教職より〔除去せられた〕〔退官職、転任した〕者については、左記要領により報告せられたい。

記

一、調査事項は六月二十七日附発学二九八号の通りとするが、更に教職より〔法除去された〕〔の退官職、転任〕月日をも調査すること

〔(加筆)昨年八月十五日より本年〕五月七日前に既に教職〔(抹消)より除去されたが〕〔を退官職転任した者で、若し其の者が〕引き続き教職にあつたならば五月七日勅令二六三号によつて各月〔(抹消)当然〕教職より除去せられる〔おそれあり〕と認められる者〔(抹消)をも調査すること。但しこの者〕については氏名の上に○

印を附すること。

三、報告書は和文英文各二通とするが、該当事項のない場合は和文一通を以てそのことを報告すること。

四、五月七日前の分につき既に報告済の向は更めて報告の必要はない〔(加筆)但し二号〔(抹消)〕者〕〔(加筆)に付て〕は再報告すること。〕

五、五月七日以降の分については今後報告の必要はない。

(下) 札 3)

発適四三号

昭和二十一年十月十六日

文部大臣官房適格審査室長 山崎 国輔

県知事
学校長 殿

教職員の除去、就職禁止及復職等に関する報告の件

昭和二十一年勅令第二百六十三号の「教職員の除去、就職禁止及復職の件」に関しては毎月報告を受けているが、今般事務処理の明確を期する為別紙報告様式を一定したから以後本通牒に依り報告せられ度い。

昭和二十一年七月二十三日附発適一三号通牒は廃止する。

追而昭和二十一年五月七日以降の報告を本通牒によつて各月別に再提出せられたい。(但し第一様式による電信報告の分は不要)

各様式はそれぞれ別紙に記入すること。

一、提出期日

記

1、第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三日迄必着する様電報すること。

2、第二、三、四、様式による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着する様文書で発送のこと。

二、月次報告様式

第一様式

発適四三号報告、ウ、五六〇、エ、五〇〇、オ、五〇、カ、

四九、キ、五、学校名、都道府県名

備考

ウ、エ、オ、カ、キ、は第二様式の各事項の合計

第二様式

指定、罷免、復職総数報告（月分）又は都道府県一
又は学校一

種別		事責	ウ
別表第一	指定の結果	エ	エ
の不適格者として指定された者の総数	の該当者として指定された者	オ	オ
数	の総数	カ	カ
別表第二	別表第二の該當者として指定された結果	キ	キ
数	の該當者として指定された結果	第二条により復職せし総数	第二条に施行規則

を指す。

- 合計数はその月に於けるもののみを記入し、前月よりの延人員数を記入しない様にすること。
- ウ欄は判定、仮判定、保留等をされた人数は含まない。指定されたものの数だけ記入すること。
- エ欄は指定の結果、罷免手続をなし、罷免令あつた者のみを記入する。（罷免手続中の者は含まない。）
- カ欄は罷免令あつた者のみ記入すること。（罷免手続中の者は含まない。）

キ欄は復職発令あつたもののみ記入のこと。

3、各種学校の場合は中等学校に含めて計上する。

4、学校を経営する法人は中等学校以下の学校を経営する者につき記入すること。

5、学校集団関係の学校は種別の欄を校名に変更して記入のこと。

第三様式

指定、罷免者報告（月分）又は都道府県一
又は学校一

盲聾啞学校

公吏

教育關係官吏

合計	指定月日	該当事項	勤務先	地位	氏名	学校經營をする法人の役員
	罷免月日					

備考

3、指定はうけたが復職発令のない時は復職月日は記載せぬこと。

- 1、本様式は別表第一該当者の分と別表第二該当者の分とを夫々別紙にて報告のこと。
- 2、第二様式の種別欄の順に記入のこと。
- 3、指定月日には判定月日、保留月日等は含まない。
- 4、罷免月日は罷免発令月日を記入のこと。
- 5、指定は地方教官、文部大臣のしたもの総てを含む。
- 6、該当事項

- 例 別表第一の一、侵略主義或は好戦的、国家主義を鼓吹した者の如く精しく書くこと。

- 例 別表第二の三、陸軍十年以上

- 例 别表第二の三、陸軍十年以上

- 4、勤務先、地位、氏名等は第三様式の場合の如く記載のこと。
- 5、記載順は第二様式種別欄の順に従つて記入のこと。
- 6、復職理由は具体的に書くこと。

- 例 自由主義者の故を以て退職せしめらる等

- 例 別表第一の一、侵略主義或は好戦的、国家主義を鼓吹した者の如く精しく書くこと。

- 例 别表第二の三、陸軍十年以上

- 1、指定は地方長官、文部大臣のなしたる者総てを含む。
- 2、復職月日は復職発令月日を記入のこと。

備考

指定月日	復職月日	復職理由	勤務先	地位	氏名
合計					

- 例 别表第二の三、陸軍十年以上

5、学校集団委員会にては種別の欄を専門学校、高等学校、

教員養成諸学校、大学予科等々

大学委員会にては法学部、文学部、医学部等々に変更

すること。

発適四三号

昭和二十一年十月十六日

適格審査室長

大学
学校集団
県
適格審査の状況報告に関する件

貴管下の教職員適格審査の進行状況は毎月報告を受けて居るが

今般、事務処理の明確を期する為、各委員会よりの報告様式を

一定したから左記によつて報告せられ度い。

昭和二十一年七月二十三日付発適一三号通牒は之を廃止する。

追而 適格審査開始以来の報告を本通牒により各月別に再提

出せられ度い。(但し第一様式による電信報告の分は不要)

各種様式はそれべ別紙に記入すること。

記

一、提出期日

1、第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三

日迄必着する様電報すること。

2、第二、三、四様式による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着する様文書で発送のこと。

二、月次報告様式

第一様式

発適四三号報告、ア、五六〇、イ、三〇、委員会名	
備考 ア、イ、は第二様式の各事項の合計を指す	

第二様式

審査総数報告(月分) 委員会名

種別	ア		イ	
	委員会で適格審査を受けた者	委員会で別表第一の不適格者として判定された者の総数	(別表第一該當者を含ます)	数
國民学校				
青年学校				
中等学校				
盲聾哑学校				
教育関係官吏				
公吏				
学校を經營する法人の役員				
合計				

備考 1、合計数はその月に於けるもの、みを記入し、前月よりの延人員数を記入せぬ様注意すること

第三様式

適格判定者報告（月分） 委員会名

3、仮判定は記入しないこと。

判定月日	勤務先	地位	氏名
合計			

備考

1、勤務先は官公私立の区別を明らかにすること。

例、④横浜家政女学校

2、地位は地方教官（三、二級）文部事務官（二級）講師、授業嘱託事務嘱託（二級待遇以上）等の如くすること。

3、勤務先、氏名には振仮名をつけること。

4、仮判定、保留は一切記入しないこと。

第四様式

不適格判定者報告（月分） 委員会名

判定月日	該当事項	勤務先	地位	氏名
合計				

備考

1、該当事項……例別表第一ノ一侵略主義或は好戦的国家主義を鼓吹したもの

家主義を鼓吹したもの

2、勤務先、地位、氏名の記入様式は第三様式による。

（注記1）

「往復掛 21・7・4 発送済」

（注記2）

「二四」（簿冊内件名番号）

（注記3）

「往復掛 21・7・2 発送済」

（注記4）

「裁決定 9月4日」

（注記5）

「記録掛 24・4・22 受領」

（注記6）

「往復掛 21・9・9 発送済」

（注記7）

「往復掛 21・11・6 発送済」

（注記8）

「記録掛 24・4・22 受領」

（下札1）

〔^{監我}種別〕〔抹消〕〔加筆〕/聯繫 /登録追加 /件名 直轄学校
等へ通達 除去された教職員の調査に関する件 /番号 /結了年
月日 昭二一〔二二〕四〔六〕二七〕/保存年限 /枚数」

（下札2）

（破損）

（下札3）

（破損）

〔昭和19年(昭和23年)
第7冊 文部省規
統計報告総規
3A, 32—5, 2366〕